

# 4

## 規則・要綱・要領

### 府中町総合計画策定規則

規則 第 1 号

平成 26 年 1 月 23 日

(趣旨)

第1条 この規則は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、本町の総合計画を策定することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 町政全般における総合的な計画をいい、将来にわたり本町の健全な発展を促進するために策定するものをいう。
- (2) 基本構想 総合的かつ計画的な行政運営を図るため、本町が目指す将来像を示す構想をいう。
- (3) 基本計画 基本構想に基づき、本町における施策の基本的な方向及び体系を示す計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画に基づき、具体的な事務事業の実施に関して策定する計画をいう。

(計画策定の原則)

第3条 総合計画は、外部の関係機関と連絡協調を保ちつつ、効果的かつ効率的に実施できるよう策定しなければならない。

(町民の参加)

第4条 総合計画の策定に当たっては、町民の意向を反映させるため、町民意向調査、地区懇談会等を実施し、意見聴取を積極的に行うものとする。

(総合計画の構成)

第5条 総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画により構成する。

(総合計画との整合)

第6条 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画の策定又は変更に当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(基本構想及び基本計画の策定)

第7条 基本構想及び基本計画(以下「基本構想等」という。)は、別に定める策定組織において原案を作成し、府中町企画会議を経て町長が決定する。

2 町長は、基本構想等の策定に当たっては、議会及び府中町まちづくり推進懇話会の意見を踏まえるものとする。

3 前2項の規定は、基本構想等の変更について準用する。

(実施計画の策定)

第8条 実施計画の策定については、府中町実施計画策定規則(昭和48年規則第14号)の定めるところによる。

(公表)

第9条 町長は、基本構想等を策定又は変更したときは、これを公表するものとする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、総合計画の策定に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(府中町実施計画策定規則の一部改正)

2 府中町実施計画策定規則(昭和48年規則第14号)の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この規則は、府中町総合計画策定規則(平成26年規則第1号。以下「総合計画策定規則」という。)第2条第4号に定める実施計画(以下「実施計画」という。)の策定に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条中「基本計画」を「総合計画策定規則第2条第3号に定める基本計画(以下「基本計画」という。)」に改める。

第6条第2項中「第5条」を「前条」に改める。

## 府中町まちづくり推進懇話会設置要綱

訓 令 第 1 号

平成26年1月23日

(設置)

第1条 府中町総合計画(以下「総合計画」という。)等の策定又は改訂に当たり、幅広い視野からの意見を求めるため、府中町まちづくり推進懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、町長の求めに応じ、次に掲げる事項について意見を述べる。

- (1) 総合計画の策定及び改訂に関すること。
- (2) 町域の土地利用に関する計画の策定及び改訂に関すること。
- (3) その他町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 懇話会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 町行政に識見を有する者で町長が適当と認めるもの

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から総合計画の策定又は改訂が完了する日までとする。ただし、欠員が生じた場合の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 議長は、懇話会の会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、総務企画部政策企画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

## 附 則

## (施行期日)

1 この訓令は、平成26年6月12日から施行する。

## (準備行為)

2 第3条第2項の規定により行う委員の委嘱及びその委嘱に関し必要なその他の行為は、この訓令の施行前においても行うことができる。

## (総合計画推進懇話会設置要綱の廃止)

3 総合計画推進懇話会設置要綱(平成18年訓令第17号)は、廃止する。

## 附 則(平成31年3月29日訓令第12号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

府中町まちづくり推進懇話会(全15名)

氏名	所属及び団体名	備考
池元 孝美	公益社団法人広島県宅地建物取引業協会 安芸賀茂支部	
大東 延幸	広島工業大学	副会長 学識経験者
金子 哲二	マツダ労働組合	
川手 敏範	府中町南部町内会連合会	
岸 招子	府中町公民館運営審議会	
小濱 樹子	府中町人権擁護委員	
小早川 美江	府中町老人クラブ連合会	
澤村 睦子	府中町婦人会	
宍戸 篤	府中町消防団	
字室 礼子	府中町民生委員児童委員協議会連合会	
竹中 鉦一郎	府中町商工会	
津田野 剛	府中町北部町内会連合会	
室野 拓男	社会福祉法人府中町社会福祉協議会	
山代 佳世	公益社団法人府中町シルバー人材センター	
山田 知子	比治山大学	会長 学識経験者

\*50音順、敬称略

## 府中町第4次総合計画改訂委員会設置要綱

(設置)

第1条 府中町総合計画策定規則(平成26年規則1号。以下「総合計画策定規則」という。)第7条に定める組織として、府中町第4次総合計画改訂委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、町長の指示のもと、総合計画策定規則第7条に定める基本構想及び基本計画(以下「基本構想等」という。)の変更に係る原案を作成する。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長、副委員長及び委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議を主宰する。

2 委員長は、委員会の会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(専門部会)

第6条 委員会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 委員長は、前項に定める専門部会の部会長及び部会員となる者を指名できる。

3 専門部会は、基本構想等の変更に関して、施策分野横断的な事項及び部局間での連携調整が必要な事項を協議する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務企画部政策企画課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年8月29日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、府中町第4次総合計画の改訂の日によりその効力を失う。

別表(第3条関係)

役 職	職 名
委員長	副町長
副委員長	教育長
委員	総務企画部長
//	財務部長
//	町民生活部長
//	福祉保健部長
//	建設部長
//	教育部長
//	消防長
//	議会事務局長
//	会計室長
//	行政委員会総合事務局長

## 府中町第4次総合計画改訂要領

### 1 目的

総合計画は、長期的な展望に立ったまちづくりの指針を示すものであり、中長期的な行政運営を総合的かつ計画的に推進していく上で骨子となるものである。

本町では、平成28年度に10年間を計画期間とする府中町第4次総合計画（以下「総合計画」という。）を策定し、目指すべき将来像「ひとがきらめき まちが輝く オアシス都市 あきふちゅう」の実現に向け、まちづくりに取り組んできた。

この度の改訂は、総合計画が令和2年度をもって中間期が到来することから、計画の評価及び検証を実施し、社会情勢や町内情勢が大きく変化する中、新たに生じた行政課題及び住民ニーズを的確に把握して見直しを行うものである。

### 2 計画の構成と計画期間

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画により構成している。

なお、実施計画は府中町実施計画策定規則（昭和48年規則第14号）に基づき、別途作成するものとする。

#### (1) 計画の構成

##### ① 基本構想

本町の目指すべきまちの将来像とそれを実現するための基本理念・基本目標を示すもの。

##### ② 基本計画

基本構想に基づく基本的な計画であり、基本目標を踏まえた施策の基本的方向と体系を示すもの。

##### ③ 実施計画

基本計画に基づく具体的な計画であり、施策を実現するための事業を示すもの。

#### (2) 計画期間

平成28年度～令和7年度

### 3 改訂方針

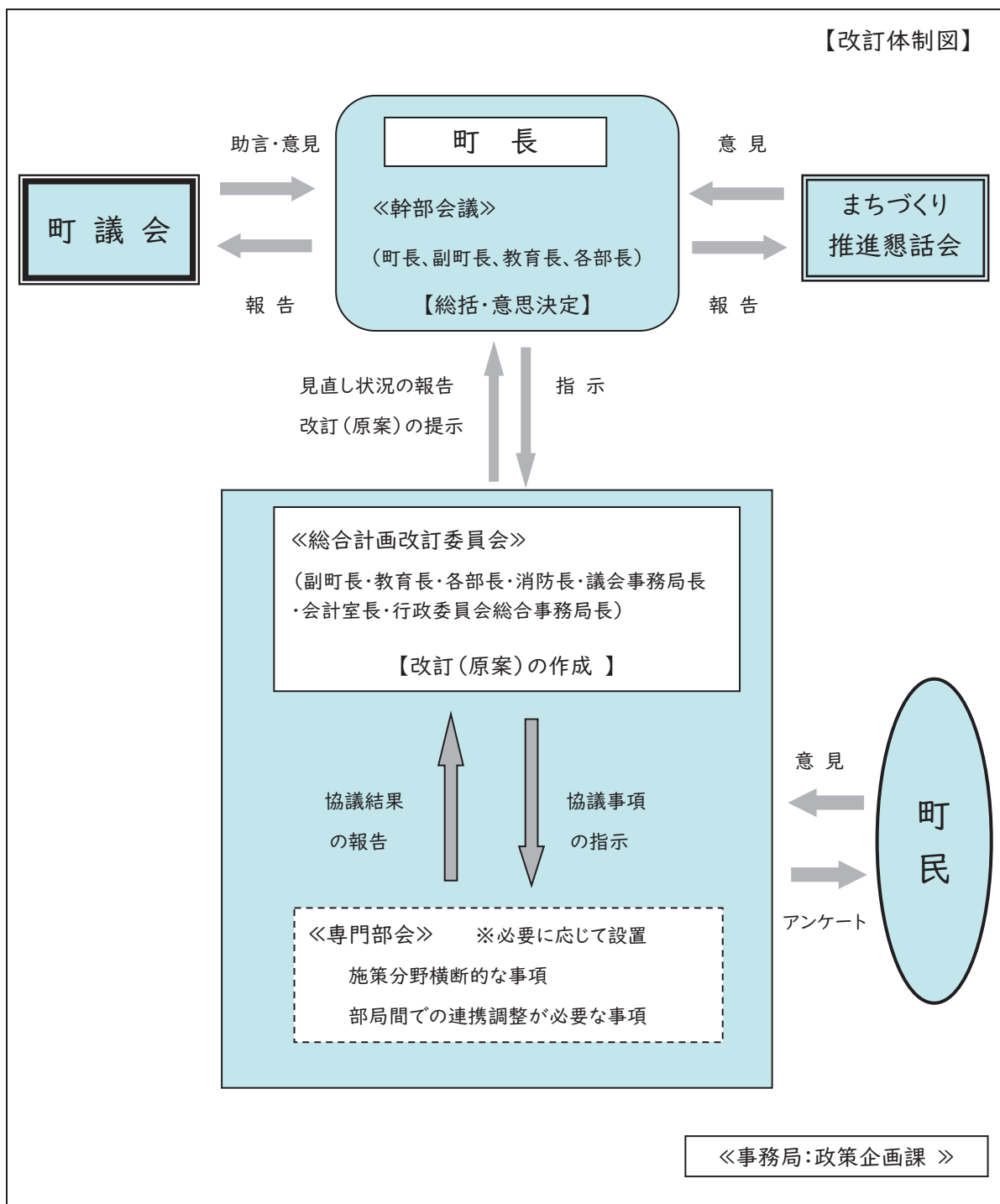
- (1) 長期的展望に立った総合的かつ計画的なまちづくりの指針となる計画とする。
- (2) 平成28年度から令和2年度までの総合計画の取り組み結果を踏まえ、新たな行政課題及び住民ニーズを捉えた上で、郷土意識が持てる特色あるまちづくりを進めるための計画とする。
- (3) わかりやすく、実効性のある計画とする。
- (4) 地域における総合的な主体として、町民と協働したまちづくりを進めていくため、町民



意向の反映に努めるものとする。

#### 4 改訂体制

基本構想及び基本計画（以下「基本構想等」という。）の見直しに当たっては、つぎの体制で進めていくこととする。



## (1) 庁内組織

### ① 幹部会議

#### ア 役割

基本構想等の見直しに関する業務の総括及び意思決定を行う。

#### イ 構成

府中町幹部会議規則(平成28年規則第23号)第2条のとおり

### ② 総合計画改訂委員会

#### ア 役割

総合計画の前期における政策・施策・事業の検証、課題整理を行い、幹部会議に付議する基本構想等の見直しに係る原案を作成する。

#### イ 構成

府中町第4次総合計画改訂委員会設置要綱第3条のとおり

### ③ 専門部会(必要に応じて設置)

#### ア 役割

必要に応じ、基本構想等の見直しに関して、分野横断的な事項及び部局間での連携調整が必要な事項を協議する。

#### イ 構成

専門部会の部会員は、総合計画改訂委員会の委員長が必要に応じて指名する。

## (2) 町民意向反映の体制

### ① 町議会(町議会議員全員協議会)への報告

町議会議員全員協議会において報告を行い、その助言・意見を受け、十分に町民意向を踏まえるものとする。

### ② まちづくり推進懇話会

幅広い視野からの意見を求めるため、まちづくり推進懇話会を設置する。

まちづくり推進懇話会の構成は、府中町まちづくり推進懇話会設置要綱(平成26年訓令第1号)第3条のとおりとする。

### ③ アンケート調査

#### ア 15歳以上の住民対象アンケート

住民基本台帳から無作為に抽出した15歳以上の町民を対象としたアンケート調査を実施する。

#### イ 20～30歳代の住民対象アンケート

住民基本台帳から無作為に抽出した20～30歳代の町民を対象としたアンケート調査を実施する。

#### ウ 町内事業者対象アンケート

町内の企業・事業者から無作為に対象者を抽出し、アンケート調査を実施する。

### ④ パブリックコメント